

平成29年度事業計画

(平成29年7月1日から平成30年6月30日まで)

基本方針

東日本大震災から6年が経過し、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされていた市町村の内、全住民が避難していた富岡町・浪江町・飯館村では、帰還困難区域を除く地域の避難指示が今年の春に解除となり、また、川俣町では、避難指示が残っていた区域がすべて解除されました。

これは、避難者がふるさとに戻って暮らせるという安堵した気持ちを持ち、未来に向けた生活環境の整備に拍車がかかるものと期待いたします。それだけ私達の責務も大きく、ますます気を引き締めて事業を進めていかなければなりません。

官公署における公共嘱託事業には、私達が土地境界の専門家であることの認識が深まっている折り、土地家屋調査士の専門的能力を結集して、公益性を発揮し、引き続き公共嘱託業務のさらなる適正化及び迅速化に努めて行かなければなりません。

昨年度に導入した業務管理システムにより、従来の紙ベースで行っていた業務指示と成果品点検だけでなく、業務の進捗管理・完了報告及び業務委託の報酬請求までの処理をWEBシステム上で行うことができるようになりました。このシステムにより協会が行う業務の一元化管理の実施により、業務担当社員の適正な選任及び業務管理体制のさらなる確立に努め、公益法人としてのガバナンスのさらなる充実を図っていきたいと考えます。

福島市役所で行っていた登記相談会も、新たに郡山市役所内で定期相談会を開催する運びとなり、講演会・研修会と共に自主事業を充実していきます。

社員個々の研鑽と資質の向上を図り、今後も不特定多数の利益の増進に寄与して行くため以下の事業に取り組んでまいります。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業
2. 地図整備の促進に係る受託事業
3. 境界や公共嘱託登記に関連する知識の普及啓発事業
4. 東日本大震災等における復旧・復興に向けた支援

具体的な方針は以下のとおりである。

<総務部>

1. 公益社団法人としての法令遵守、内部統治のさらなる充実を図るための活動
 - ア. 法令及び諸規則の内容と事務処理が円滑に図れるよう、運用マニュアルの検討を行う。
 - イ. 各種説明会、研修会に参加し情報収集を行う。
 - ウ. 各部及び各委員会が行う事業活動に対して連携を図る。
2. 情報開示に関する活動
ホームページを介しての情報公開を行う。
3. 関係団体との連携強化
 - ア. 福島県土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟との協力関係を図る。
 - イ. 全公連、東公連及び各県協会並びに他士業との情報交換や交流を図る。

<経理部>

1. 公益法人として法令を遵守し、適正な会計処理と予算執行を行う。
2. 法令及び規則に沿った運営体制の構築、円滑な事務処理の検討を行う。
3. 健全な協会の体制維持に必要な運営費用の検討を行う。

<業務部>

1. 官公署が行う嘱託業務についての適正な対応
 - ア. 受託業務の円滑な処理を推進し、併せて業務処理の効率化を図る。
 - イ. 震災復興型登記所備付地図作成作業等の、災害復興関連事業への適正な対応を行う。
2. 受託業務の処理に関する対応
 - ア. 業務管理基準に従い業務の適正指示及び業務管理を行う。また、業務管理の効率化を図るため業務管理システムの円滑な運用を推進する。
 - イ. 地図作成に関する成果の向上と効率化の検討を行う。
 - ウ. 関係官公署との打合せを綿密に行い、適正な業務処理に努める。

<企 画 部>

1. 研修会の開催

ア. 学識経験者等を講師とした国民を対象とする講座を開催する。

イ. 社員の知識や技術の研修会を開催する。

2. 相談会の開催

ア. 国民を対象とする「境界問題や不動産の登記」に関する相談会を開催する。

イ. 官公署等からの相談に対応する。

3. 災害時における応急対策業務の支援体制の構築

4. 福島県歴史資料館収蔵資料の収集と公開